

事業計画承認申請書の審査に係る評価のポイントについて

再生可能エネルギー普及総合支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」）第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事業に係る事業計画承認申請書の審査に当たっては、概ね以下の観点から事業計画の評価を行いますので、申請に当たり参考としてください。

1 申請要件等

- ・ 補助金の交付の対象となる事業であるか（交付要綱第3条）
- ・ 申請者は、補助金の交付の対象となる者であるか（交付要綱第4項）
- ・ 申請に必要な書類がすべて添付されているか（交付要綱第5条）

2 事業内容

- ・ 申請に係る事業は、「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき県が推進する再生可能エネルギーの生産及び利用の拡大に資するものであるか
- ・ 事業が具体的に計画されており、その継続性が確実であるか

3 実施体制

- ・ 申請事業者は、事業を確実に実施できる体制を有するか
- ・ 申請事業者の財務状況に問題はないか
- ・ 申請に係る設備等の整備後、当該設備等を適切に維持・管理することができると見込まれるか
- ・ 事業実施に当たりパートナーとなる団体等がある場合、当該団体等との連携を適切に図ることができるか

4 事業スケジュール

- ・ 申請書に事業スケジュールが具体的に記載されており、事業内容から見て妥当な計画となっているか

5 コスト

- ・ 事業内容に比して、想定コストは妥当なものであるか

6 許認可関係

- ・ 事業実施に必要な許認可手続がなされている、又は適切に行うことが見込まれるか

7 権利関係

- ・ 事業用地の取得・使用について適切に行われているか

8 その他、事業計画の認定に当たり必要な項目